

# 第 166 号

平成 29 年 3 月 24 日

編集 旭川医科大学  
発行 教務部学生支援課

(題字は初代学長 山田守英氏)



「STEP UP!」

(写真提供: 医学科第5学年 臺 一樹)

世界初「クラウド医療」-ニューヨークで記者会見- ……学長 吉田 晃敏…… 2	ハラスメント規程の改正について …………… 10
海外での医療援助ボランティアに参加して ……医学科第5学年 執行亜希子…… 4	平成29年度前期授業料免除の申請について …………… 13
ベトナム診療隊に参加して ……医学科第3学年 鈴江 励…… 5	平成29年度日本学生支援機構 奨学生の募集について …………… 14
第5回 医学科白衣式 …………… 6	新歓行事等における飲酒事故の防止について …………… 14
卒業目前!先輩看護師と行う 「看護技術学習会」を実施…………… 7	平成29年度保健管理センター 健康相談日・行事予定…………… 15
大学の森みどりの保育園で 「ぬいぐるみ病院」を実施…………… 8	国民年金の学生納付特例制度について …………… 18
医学科第5学年地域枠学生との懇談会を開催 …………… 9	教員の異動 …………… 19
	今後のスケジュール …………… 19
	第166号表紙…………… 19



# 世界初「クラウド医療」 —ニューヨークで記者会見—

旭川医科大学 学長 吉田 晃 敏

2016年12月3日、私は医療革命とも言える新しい遠隔医療サービスを旭川医科大学から世界中の人々にお伝えするため、ニューヨーク市マンハッタンにあるThe Plaza Hotelで記者会見を行いました。会見のタイトルは、「From Telemedicine to Big Data and AI: Ground-breaking Work from the International Telemedicine Center at Asahikawa Medical University, Japan」です。

ご存知の方も多いと思いますが、旭川医科大学病院では2016年10月から道内6病院（北見赤十字病院、道立北見病院、遠軽厚生病院、富良野協会病院、深川市立病院、留萌市立病院）と連携して「クラウド医療」を行っています。「クラウド医療」とは、連携先の病院がインターネット上のクラウドに送った患者情報を、当院の専門医がスマートフォンやタブレット端末で閲覧することで、診断・治療方針のアドバイスはもちろんのこと、当院への救急搬送が必要かどうかも判断できる最新の遠隔医療（世界初）です。現在、外科や麻酔科、眼科などで運用しており、急性疾患が発症してから治療開始までの時間が短縮されるなど、大きな成果を得ています。

私は、この「クラウド医療」と、近年飛躍的な発展を遂げているAI（人工知能）を組み合わせ、世界の医療革命を起こすことを考えています。すなわち、「クラウド医療」で集積した電子カルテなどの診断情報・処置情報をビッグデータ化し、断片的に見ていては発見できない新知見や治療方法を探し出して医師の診断を支

援する仕組みを構築するとともに、AIにも膨大な量の学術論文・各種文献等を学習させて、医師の診断を支援する仕組みを構築します。そして医師は、両方の仕組みから得られた結果を照合して治療に役立てます。この「二刀流」の仕組みが実現できれば、医療の質を大幅に向上させることができますし、ビッグデータも人工知能もインターネット上に存在しますので、国内のみならず世界中の医療機関がこの恩恵を受けることができます。このことを世界に発信するため、私は世界の中心であるニューヨークで記者会見を行いました。



会見日の2016年12月3日は、アメリカ大統領選の投開票が行われた直後であり、The Plaza Hotelに近いランプタワーは厳戒態勢が敷かれるなど、ニューヨークは物々しい状況でした。このような時期に会見日を選んだ理由は、私がアメリカとの間で世界初の国際遠隔医療を行った日から丁度20年という記念すべき日だったからです。20年前のこの日、私はボストンにあるハーバード大学医学部スケペンス眼研究所と旭川医大眼科医局を通信回線で結び、カラー動画像をリアルタイムに送受信するという世界初の試みを成功させました。そして、アメリカ合衆



バイの政府高官から、私のアイデアを詳しく聞かせてほしいと連絡があり、2017年1月12日から3日間の旅程でドバイへ向かいました。現地では、政府高官から紹介された医療施設（Al Garhoud Hospital Dubai）や首都アブダビにあるUAE大学の視察、同大学の副学長との面談などを通じて医療

国の独立宣言文と同じ「A Proclamation」という形でマサチューセッツ州知事賞を頂きました。この受賞が私にとっての大きな原動力となり、長年に亘る遠隔医療の普及・促進に注力することができました。今回、その恩をアメリカの地でお返しできたことは大きな喜びでした。

記者会見の開催にあたっては、外務省北米第二課など多くの方々にご助言・ご支援を頂きました。そのおかげで、会場には40名を超える各国の報道関係者が集まり、私のプレゼンテーションに耳を傾けてくれました。会見の様子は、その日のうちにNHKの外国向けニュース番組「NHK WORLD」にも取り上げられました。各国の時差を考慮して、1時間ごとに計9回も放送されましたが、1日あたりの放送回数としてはNHK新記録だったそうです。また、同日のニュースランキングは世界9位で、これもNHK新記録とのことでした。NHKによれば、同局のニュースが100位以内に入るのは年間で1~2件ということですので、世界中の方々が私の提案に高い関心を持ってくれたのだと感じました。

そのことを実感したのは、帰国してから数日後のことです。NHK WORLDを視聴したアラブ首長国連邦ド

の現状を把握することができました。そして、私が提唱するビッグデータとAIを組み合わせた新しい診断支援システムがアラブ首長国連邦の医療ニーズに応えられることを確信しました。最近では、ロシアやインドも関心を示しており、年内に各国を視察する計画も立てていますので、その結果は、改めて報告します。

昨今、国立大学には積極的な「国際貢献」が求められています。私は、22年間の運用実績を持つ遠隔医療と、ニューヨークで提唱した「二刀流」の診断支援システムを広くアピールすること、そして世界中の誰もがいつでも良質な医療サービスを受けられる社会を目指すことが、旭川医科大学の特徴を活かした国際貢献であると信じています。



## 海外での医療援助ボランティアに参加して

医学科第5学年 執行 亜希子

私は、かねてより参加したいと願っていた口唇口蓋裂医療援助ボランティア診療隊に、参加することができました。

ボランティア活動が行われたのはベトナムのベンチェ省という場所でした。12月23日からスタートするはずの活動は、北海道が大雪のため新千歳空港が完全閉鎖し、24日からとなりました。

2日目にあたる診療の初日は、約100人の口唇口蓋裂患児の診察です。100人と言ってもその子の両親、祖母なども同行しており、狭い診療所はまるで野戦病院のようでした。そんな中、患者本人やカルテ、口腔内模型を取り違えずに流れ作業で診察を行っていくのは至難の業です。しかし日本全国様々な場所から集まった初対面である多職種の人々が瞬時にチームワークを形成し、診療を行う姿は素晴らしい日本医療の見本であると感じました。

手術が必要と診断された子の手術がその翌日から始まりました。私は、手術前の点滴確保や手術後の経過観察を行う部屋での任務を与えら

れました。点滴確保の際には日本人とは全く違う肌の硬さに驚いたり、言葉が通じないながらも必死に理解することの大切さを学んだり、ベトナムでも親子の絆がとても深いことを知ったりと、異国だからこそ見られること、異国でも日本と変わらないこと、その両方を学ぶことができるとても貴重な機会でした。また旭川医科大学病院チームの手術では助手として参加もさせて頂き、大変勉強になりました。

口唇口蓋裂は妊娠中の超音波検査でその診断が可能な疾患です。ベトナムでは口唇口蓋裂の治療が十分になされない、もしくは医療費を払うことができないため、その診断を受けた妊婦の多くは中絶を選択するという事実があります。日本では口唇口蓋裂は“治る疾患”とされていますが、このような医療格差が少しでも減少するよう、この活動がさらに広まっていくことを祈っております。

ここに、今回の医療ボランティア活動に参加するにあたりお世話になった皆様に、心より感謝申し上げます。



## ベトナム診療隊に参加して

医学科第3学年 鈴江 励



2016年12月23日から31日まで、ベトナム・ベンチェ省における口唇口蓋裂協会の診療・手術等の活動に、旭川医大チームとして参加させていただきましたので、

この場をお借りして報告させていただきます。

本来なら12月23日の夜には現地入りしていましたが、過去最大規模の大雪で飛行機が欠航となってしまう、実際にベトナムへ向かったのは明るる24日でした。空港に到着した頃には既に日付を跨いでクリスマス、これからベトナムで頑張ろうという気合いもあって気持ちが高揚しました。翌日には患者さんの診察が行われ、たくさんの患者さんで混み合ってたんやわんやでしたが、診察も無事終わりました。午後からは患者さんのお宅を二件訪問し、また障がい児学園に招待されるなど現地の方々と交流し、現地の生活の一端を垣間見ることができました。そして25日から実際に手術が始まりました。例年であれば手術を5日間行っていたようなのですが、一日到着が遅れていたことを鑑みて手術は4日間という日程になりました。

私はまだ手術に関して右も左も分からない状態でしたので、症例写真の撮影や手術器具の滅菌の手伝い、その他諸々の雑用が主な作業でしたが、全てが新鮮で一つひとつが勉強となりました。当たり前のことですが、医師が手術を行っている裏側にもコメディカル、その他多くの人が関わっているということを改めて痛感し、これから医師へなっていく手前、自らの身の振り方を考えさせられるきっかけとなりました。また、作業の合間や休憩中など多くの先輩歯科医師、看護師さんと話す機会があり、大変貴重なお話をたくさん聞くことができました。出発前、大雪に見舞われた時は不安になりましたが、結果的に大変有意義な体験を積むことができました。

最後になりますが、今回このような貴重な機会を与えてくださった旭川医科大学歯科口腔外科の先生方をはじめ、学生海外留学助成制度をご支援いただいた吉田学長、ベトナム診療隊でお世話になった皆さまに心より感謝申し上げます。

## 第5回 医学科白衣式

平成29年2月10日（金）旭川医科大学看護学科棟大講義室において、臨床実習開始前の医学科第4学年を対象とした第5回医学科白衣式を執り行いました。

白衣式は、これまでの学習努力を讃えるとともに、臨床実習を始める前に備えるべき必要最低限の総合的知識及び基本的診療技能と態度を評価する共用試験と呼ばれる評価試験を通過した学生に、これからの本格的なトレーニング（臨床実習）に取り組む心構えを明確にすることを目的に行っています。

式典では、千石一雄学長補佐・教育センター長より、「学長から学生へのメッセージ」の代読が行われ、その後、8名の指導教授による白衣授与を行いました。

学生一人ひとり白衣を着せていただく時間の中で、まもなく始まる臨床実習に臨むにあたり、医師を目指す医学生としての自覚、心構え、医療に携わる責任感・使命感を再認識したのではないかと思います。

最後には、学生たちがめざす医療人としての目標を、第4学年出席者全員で宣誓を行い、社会や患者さんの信頼に応えられる医療人、患者さんへの思いやりと使命を持った医師をめざし、新たな一歩を踏み出しました。

### [41期生 誓いの言葉]

初心を忘れることなく、確固たる倫理観と使命感をもった医療者を目指します。

一生涯学習を続け、得た知識・技術を惜しみなく発揮します。

病に苦しむ人々に寄り添いながら、一緒に問題を解決していきます。

たゆまぬ探求心を持ち、科学的な思考力と批判的な分析力の研鑽に努めます。

仲間と共に切磋琢磨し医の道を究め、地域社会へ自らの人生を捧げることを誓います。



## 卒業目前！先輩看護師と行う「看護技術学習会」を実施

卒業・就職を控えた看護学科第4学年学生が、より安心して就職すること、そして看護学科同窓会の役割を理解し同窓会の一員であると認識することを目的として、同窓会の先輩看護師と看護技術の練習を行う「看護技術学習会」が3月7日（火）13時から基礎看護学実習室で行われました。今回は初めての試みということで、看護学科同窓会や旭川医科大学病院看護部のご協力のもと、この4月から看護師として活躍される予定の4年生7名と2年生3名を含めた10名が、採血、点滴静脈内注射、心電図の装着、導尿の練習を行いました。参加者達は、本学の卒業生でもある5名のチューター看護師さん（平成19年度卒業生1名、平成23年度卒業生3名、平成24年度卒業生1名）から、基礎看護技術のほか、患者さんへの声かけの方法、スムーズな処置の方法等、これまでの授業や実習で学んだ内容がそれぞれの現場でどのように実践されているかについて、優しく丁寧に教えて頂きました。練習後の茶話会では、リラックスした雰囲気の中で先輩看護師との交流を深め、就職

にあたり不安に感じていること、疑問に感じていることなどの相談に乗っていただきました。

また、看護学科同窓会からは、学生の授業で活用して欲しいとの同窓会の皆様のお心遣いにより、殿部筋肉内注射シミュレーター（装着型）でんちゅうくんType II 5台を寄贈いただきました。このシミュレーターでは装着用ベルトを用いて、実際に近い体位で注射の練習ができるようになります。

実習後のアンケートでは、学生から「4月から働くイメージがついた」「授業ではできなかった練習ができてよかった」、看護師さんから「学生が積極的に質問してくれて嬉しかった」といった声がありました。

今回の学習会は、看護技術の習得に役立つばかりでなく、これから看護職者としての第一歩を踏み出す4年生にとって、就職前の不安や悩みを解消する手助けになったと思います。看護学科では、来年度以降も継続して開催していきたいと考えています。



## 大学の森みどりの保育園で「ぬいぐるみ病院」を実施

12月22日（木）に大学の森みどりの保育園で「ぬいぐるみ病院」が行われました。この日はまず、年少さんも加わって『インフルエンザは周りにうつるの?』『マスクをする時、鼻を出してもいい?』『お家に帰ってすることは?』といった〇×クイズに挑戦し、園児たちは楽しみながら感染予防について学びました。

その後、ぬいぐるみを患者にみたてた診察ごっこに移ります。『今日はどうしましたか?』『どのように痛むのかな?』『心当たりはあるかな?』といった質問に答えていく子供達。注射の必要があれば、保護者である子供たちは「お友達に注射してもいい?」の項目に同意のサインもします。中にはシナリオ通りに進まないブースもありましたが、丁寧に子供達の興味を引きだし、一生懸命にコミュニケーションをとろうとする学生の姿勢が印象的でした。



## 医学科第5学年地域枠学生との懇談会を開催

本学学生のキャリアプラン支援委員会の主催により、医学科第5学年地域枠学生との懇談会が、平成29年1月27日（金）本学第一会議室において開催されました。

懇談会には、医学科第5学年の48名と、大学側からは、吉田学長をはじめ、卒後臨床研修センター、教育センター、入学センター及びキャリアプラン支援委員会の委員の先生方9名が参加されました。

懇談会では、まず吉田学長から「地域枠入学者に係る基本的な考え方等」についての説明があり、次いで、卒後臨床研修センター長 山本教授から「本学の卒後臨床研修プログラム」について説明いただきました。引き続き、教育センター副センター長 佐藤教授からは2018年度からスタート予定の「新専門医制度」について、分かりやすくお話いただきました。

その後の質疑応答では、学生から、卒後臨床研修プログラムに関する質問や、自らのキャリアプランについての相談等があり、活発な意見交換が行われました。大学では、今後も、色々な形で情報提供を行っていきますので、不明な点などがある場合には、卒後臨床研修センターや学生支援課にお気軽にお問合せください。



## ハラスメント規程の改正について

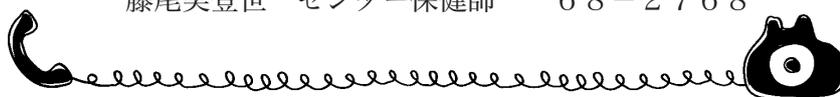
本学ハラスメント等防止規程が、平成28年12月14日付けで改正されました。これまでは、本学の役職員から役職員へのハラスメント、役職員から学生等へのハラスメントを対象としてきましたが、今後は学生等間（学部学生、大学院学生、研究生、聴講生及びその他本学において修学又は研究に従事している者。）のハラスメントも対象となります。

本学は、修学、教育、研究及び労働環境の維持・向上のために、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に取り組みます。

ハラスメントを受けたり、見たりしたら、一人で悩まずに、学内のハラスメント相談員又は学生支援課に気軽に相談してください。

### 平成29年度ハラスメント相談員（学生対象）

○一般教育	数理情報科学	高橋 龍尚	准教授	68-2735
○基礎医学	病理学	小林 博也	教授	68-2380
○臨床医学	皮膚科学	山本 明美	教授	68-2522
○看護学科		大上 育子	講師	68-2919
○保健管理センター		川村祐一郎	センター長・教授	68-2767
		藤尾美登世	センター保健師	68-2768



### セクシュアル・ハラスメントとは？

役職員、学生等が他の役職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動並びに関係者が役職員、学生等を不快にさせる言動を指します。

### セクシュアル・ハラスメントを行わないために認識すべき事項

#### 1. 意識の重要性

セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために、他の役職員、学生等及び関係者と接するに当たり次の事項の重要性について十分認識しなければなりません。

- (1) お互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) お互いが大切なパートナーであるという認識を持つこと。
- (3) 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- (4) 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。

#### 2. 基本的な心構え

セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければなりません。

- (1) 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であり、具体的には、次の点について注意する必要があります。
  - ①親しさを表すつもりの方の言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。

- ②不快に感じるか否かには個人差があること。
  - ③この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
  - ④相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。
- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返してはいけません。
- (3) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限りません。

## **セクシュアル・ハラスメントの例**

### ①言葉によるもの

- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。
- ・性的な経験や性生活について質問すること。
- ・性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること。

### ②行動によるもの

- ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること。
- ・食事やデートにしつこく誘うこと。
- ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること。
- ・身体に不必要に接触すること。
- ・浴室や更衣室等をのぞき見すること。
- ・性的な関係を強要すること。
- ・自宅までの送迎を強要すること。
- ・住居等まで付け回すこと。

## **アカデミック・ハラスメントとは？**

役職員、学生等が他の役職員、他の学生等又は関係者に教育・研究上の権力関係や上下関係、優越的な地位を不当に利用して、教育上、研究上若しくは修学上の権利を侵害又は人格と尊厳を侵害する言動を指します。

## **アカデミック・ハラスメントを行わないために認識すべき事項**

アカデミック・ハラスメントは、被害者本人に被害をもたらすだけでなく、周囲の人々や組織自体にも大きな影響を与えるものであることから、役職員及び学生等は、アカデミック・ハラスメントに当たる行為を理解し、それが人権侵害に他ならないことを再認識し、嫌がらせ行為をしない、させない意思を強く持つとともに相手と自分との関係を見極め、その時々相手の気持ちを思いやる必要があります。

## **アカデミック・ハラスメントの例（限定列挙ではないことに留意）**

### (1) 教育研究活動の妨害

- ・正当な理由なく文献・図書・機器類を使用させない。
- ・正当な理由なく実験機器・試薬などを勝手に廃棄する。
- ・研究発表活動（学会発表等）を不当に制限する。
- ・正当な理由なく授業を担当させない。

(2) 研究成果の搾取

- ・論文の第一著者となるべき研究者に「第一著者を要求しません」という念書を書かせる。
- ・論文を加筆訂正しただけで第一著者となる。
- ・その研究に全くあるいは少ししか関わっていない者を共著者に入れることを強要する。
- ・他の研究者のアイデアを使用して、こっそり論文を書く。

(3) 卒業・修了・進級の妨害

- ・修士論文又は博士論文の提出条件を十分に満たしているにもかかわらず、提出を許さない。
- ・授業中に人格を貶める言動を行う。
- ・理由を示さず単位を与えない。
- ・成績の不当な評価を行う。
- ・求められた教育上の指導を正当な理由なく拒否する。
- ・常識的には不可能な課題達成を強要する。

(4) 選択権の侵害

- ・本人の希望に反する学習・研究テーマを押し付ける。

(5) 精神的虐待

- ・論文又は研究を指して、「幼稚だ、子供の遊びだ」と言う。
- ・些細なミスを大声で叱責する。

(6) 権力の濫用

- ・研究に関し、人と相談することを一切禁止する。
- ・「食事に付き合わないと指導しないよ。」と言う。

(7) プライバシーの侵害

- ・家族・友人・恋人のことなどプライベートのことについて、しつこく聞く。
- ・交際相手のことをしつこく聞き、「そういう人はやめたほうがいい。」などと勝手なアドバイスをする。

## **ハラスメントの被害を受けたと思ったときは**

1. 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をしましょう。

ハラスメントに対しては毅然とした態度をとりましょう。はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要です。しかし、背景に上下関係等が存在する場合には直接相手に言いにくい場合が考えられ、そうした場合には手紙等の手段をとるという方法もあります。

2. 信頼できる人に相談しましょう。

まず、同僚や友人等身近な信頼できる人に相談することが大切です。そこで解決することが困難な場合には、内部又は外部の相談機関に相談する方法を考えます。なお、相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時・内容等について記録したり、第三者の証言を得ておくことが望まれます。

◎改正後の本学ハラスメント防止規程全文については、本学ホームページに掲載されています。

# 平成29年度授業料免除の申請について

本学では、授業料の納入が困難な学生に対して、選考のうえで授業料の全額もしくは半額を免除する制度を設けています。以下の基準のいずれかに該当すると思われる学生で、授業料免除を希望する場合は、次のとおり申請手続を行ってください。

## 1. 授業料免除基準

(1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合。

なお、平成29年度において原級に留め置かれている者、又は最短修業年限を超えて在学している者は、免除の対象とはなりません（病気・留学により休学した者は除きます。）。

このたび学力基準が変更されました！

### ◎学業優秀と判断する基準

学部第1学年及び編入学生の当該年度の取扱いは入学を以って、学部第2学年以上の学生については、進級を以って学力基準を満たしているとみなします。

### ◎修業年限の取扱い

医学科 6年

(第2年次編入学者は5年、ただし平成27年度以前の編入学者は4年6か月)

看護学科 4年(第3年次編入学者は2年)

修士課程 2年

博士課程 4年(長期履修を認められている者についてはそれぞれの修業年限)

(2) 授業料納期前6か月以内において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が困難であると認められる場合。

(3) (2)に準じる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合。

※授業料滞納者の授業料免除申請は受理しません。

## 2. 配付期間

平成29年2月22日(水)～3月31日(金)17時15分まで(土日祝日を除く。)

## 3. 申請期間

平成29年2月22日(水)～4月12日(水)17時15分まで(土日祝日を除く。)

## 4. 配付場所・申請書類提出場所

学生支援課学生総務係

## 平成29年度日本学生支援機構奨学生の募集について

日本学生支援機構は、優秀な学生で経済的な理由で就学困難な者に学資を貸与しています。

本学では、日本学生支援機構からの推薦依頼に基づき、出願者の種々の条件を考慮して選考を行い、日本学生支援機構へ推薦します。ただし、日本学生支援機構では奨学金貸与の種別ごとに推薦基準が定められており、その資格があっても採用枠の関係で推薦できない場合があります。

平成29年度の募集説明は、4月14日（金）午後5時から看護学科大講義室において実施する予定です。希望者は必ず出席してください。なお、募集の時期以外に家計の急変により、学資の支弁に困難な事情が生じた場合は、学生支援課学生総務係に相談してください。

## 新歓行事等における飲酒事故の防止について

4月になると新入学生を迎え、部活動等による新入生歓迎行事が開かれます。何かとお酒を飲む機会も増えるかと思いますが、以下のことについて確認し、事故を発生させないよう、節度ある行動を心がけてください。

また、本学学生の懲戒規程に基づき、以下の事項に反する行為を確認した場合は、大学として懲戒を含め厳正に対処します。

1. 未成年者は飲酒しないこと。また、未成年者に飲酒を勧めないこと。
2. 体質的にアルコールを受け付けない人に飲酒を勧めないこと。
3. イッキ飲み等の危険な飲酒はしないこと。させないこと。
4. 飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の運転をしないこと。
5. アパートや公共の場所で騒音を出さないこと。
6. ゴミは放置せず、分別して捨てること。

こんな飲み会こわい。ぜんぶアルハラです。ーイッキ飲み防止連絡協議会からー

\*酔いつぶすことを目的にしている。「つぶれ部屋」を用意している。

\*ソフトドリンクを用意しない。ソフトドリンクを注文させない。

\*伝統やしきたりでイッキ飲みをさせる。

\*罰ゲームの一環としてお酒を飲ませる。

\*飲酒を断りづらい空気や、場を盛り上げるために飲酒する雰囲気がある。

\*体質的にお酒が飲めない人や未成年者、車や自転車を運転する人に飲酒をすすめる。

\*酔って暴言をはく、暴力をふるう、セクハラをする、性的暴行に及ぶ。

## ◎保健管理センターの開所時間

9:00~16:30 (土・日・祝日及び春季、夏季、冬季学生休業期間は閉所)

## ◎健康相談日 (定期健診が行われる日は閉所します。緊急時は対応します)

主な相談内容	相談医等		定期相談日	相談時間
内科・外科	第一外科 医師	吉田 有里	毎週水曜日	月～金 昼休み
内科	第一内科 医師	中川 直樹	毎週月曜日	
	第二内科 医師	藤田 征弘	毎週木曜日	
	第三内科 医師	高橋 慶太郎	毎週金曜日	
*精神神経科	精神神経科 医師	田村 義之	毎月2回	
*整形外科	整形外科 医師	丹代 晋	毎月第1・3月曜日	
*皮膚科	皮膚科 医師	岩崎 剛志	毎月1回	
*泌尿器科	泌尿器科 医師	北 雅史	毎月1回	
*眼科	眼科 医師	木ノ内 玲子 川井 基史	毎月2回	
*耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科 医師	長門 利純	毎月1回	
*婦人科	産科婦人科 医師	横浜 祐子	毎月1回	
*歯科	歯科口腔外科 歯科医師	佐藤 栄晃	毎月1回	
健康相談全般	保健管理センター長 川村 祐一郎		原則として毎週火曜日昼休み 緊急の場合にはそれ以外でも可	

(注) \*印の付いている科の相談希望の場合は、前日までの予約が必要です。

(整形外科以外は相談日が未定のため、相談依頼により対応します。)

定期相談日等は、都合により変更することがありますが、その都度お知らせします。

保健管理センター来所時には、保険証は必要ありませんが、他医療機関を受診する場合には必要となります。必ず用意しておきましょう



体温計は、ありますか？  
健康管理のために、  
用意しておきましょう！！



## 【 今年度行われる保健管理センターに関する主な行事 】

### \*新入生ガイダンス（医学科1年・2年編入・看護学科1年）

\*医学科・看護学科1年：4月11日(火) 8：40～10：50（1・2講目）大講義室

\*医学科2年編入：4月12日(水) 15：20～16：20（6講目）保健管理センター

### \*定期健康診断（全学年）

第1回目 4月13日(木) 医学科4年・看護学科2年

第2回目 4月19日(水) 医学科1年・看護学科3年

第3回目 4月25日(火) 医学科3年・看護学科1年

第4回目 5月10日(水) 医学科2年

（上記以外の学生は都合の良い日程で受診）

受付時間 12：30～14：30 **時間厳守**

◇受付場所は学生玄関です。

（学生証を持参し、ファイル等を受け取って下さい。）

◇健康診断受診の注意事項

◎レントゲン検査 … 上着は無地のTシャツ等を着用。

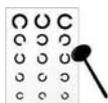
アクセサリーは付けない。

長髪はアップに（肩周囲に髪がかからない）

◎体脂肪測定 …… 裸足で測定。（パンスト・タイツ等では測定不能）

◎血圧・血液検査 … 腕回りを締め付けない服、袖が楽にめくれる服

**※健診は静かに受けましょう。医師診察に支障をきたします。**



### \*新入生定期健診血液検査結果説明会（医学科1年・2年編入・看護学科1年）

医学科1年 5月8日(月) 14：10～（5講目）第6講義室

看護学科1年 5月11日(木) 15：20～（6講目）C講義室

医学科2年編入 5月中旬以降に実施 場所：保健管理センター

### \*B型肝炎ワクチン接種及び実習前感染対策抗体検査（医学科4年・看護学科2年）

ワクチン接種 ・一回目 4月19日(水)・20日(木)・21日(金)

（全3回接種） ・二回目 5月24日(水)・25日(木)・26日(金)

・三回目 10月18日(水)・19日(木)・20日(金)

・抗体検査採血 11月21日(火)・22日(水)・24日(金)

（医学科4年は、クイクセルバッジ用採血も同時に行います）

時間：15：20～16：20 場所：セミナー室5

**※毎回、3日間の都合の良い日1日で受ける。**

結果説明会 医学科4年 12月（試験週中の日時を設定し事前に周知します）

看護学科2年 1月15日(月) 8：40～（1講目）B講義室

\***実習前ガイダンス** 随時、要請があった時に行います。

## 【 その他の利用法 】

### \***健康診断書の発行**

奨学金の申請、就職、大学院入試出願、臨床実習等に必要な健康診断書は、定期健康診断書を受けていない場合は発行できませんので、定期健康診断を必ず全員毎年受けて下さい。

### **連絡先**

保健管理センター 0166 (68) 2768

※保健管理センターからの着信があった時は、必ず返信するか、来所して下さい。

## ご存知ですか？大学内で国民年金の学生納付特例申請が可能です！

本学は国民年金法の規程に基づく学生納付特例事務法人の指定を受けているため、本学学生支援課の窓口でも、学生納付特例制度の申請手続きができます。

学生納付特例制度は、学生の皆さんが、申請により保険料の納付が猶予される制度です。この制度を利用することで、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

申請書類は学生支援課にありますので、申請を希望する方は、学生支援課学生総務係までお越しください。住民票を旭川市に移していない方でも、大学内で申請可能です。



### 学生納付特例制度とは？

所得の少ない学生の方が、国民年金保険料の納付を先送り（猶予）できる制度です。

- \* 病気やけがで障害が残ったときも障害基礎年金を受け取ることができます。
- \* 所得の目安は、 $118万円 + 扶養親族等の数 \times 38万円$  で計算した額以下である場合です。

### 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

	老齢基礎年金		障害基礎年金（注1） 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×（注2）	○
未納	×	×	×

（注1）障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るには一定の要件があります。

（注2）保険料を10年以内に納付（追納）すると年金額に反映されます。

### 申請時の注意点

#### ○申請できる期間

- \* 過去期間は申請書が受理された月から2年1か月前（既に保険料が納付済の月を除く）まで、将来は年度末まで申請できます。

#### ○申請に必要な書類

- \* 申請書
- \* 年金手帳（氏名記載ページ）のコピーと学生証
- \* 失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格証又は雇用保険被保険者離職票等のコピー

## 教 員 の 異 動

平成29年1月1日	採用	医学部内科学講座 (消化器・血液腫瘍制御内科学分野)	准教授	水 上 裕 輔
平成29年1月1日	採用	医学部健康科学講座	講 師	小笠原 準 悦
平成29年2月8日	昇任	病院周産母子センター	准教授	長 屋 建
平成29年2月28日	辞職	病院精神科神経科	講 師	阪 本 一 剛
平成29年3月1日	採用	教育研究推進センター	准教授	藤 倉 大 輔
平成29年3月1日	昇任	病院耳鼻咽喉科	講 師	岸 部 幹

## 今後のスケジュール

- 3月24日(金) 学位記授与式  
4月6日(木) 入学式  
4月7日(金)・10日(月) 新入生合同研修会  
6月9日(金)～11日(日) 医大祭

### 【授業開始日】

医学科第1学年, 看護学科第1学年	4月11日(火)
医学科第2～4学年, 看護学科第2～4学年	4月7日(金)
医学科第5・6学年	4月3日(月)

## 第166号表紙

今月号の表紙は、医学科第5学年 臺 一樹さんから提供いただきました。

1年間の臨床実習を終え、お互いに助け合い切磋琢磨した仲間との1枚でしょうか。

学生支援課では、皆さんからの写真を募集しています。課外活動での様子、旅先での1枚など気軽に応募してください。ご提供いただける方は、学生支援課学生総務係までご連絡ください。



